

次の申告は、太田税務署へ！

▽事業による収入が1,000万円を超える方
▽退職所得を除く所得の合計が2,000万円以上の方
▽株・建物・土地等の譲渡所得申告、青色申告、住宅借入金等特別税額控除の申告
▽FX等の先物取引の申告
▽税務署の收受日付印が捺印された申告書の控えが必要な方等

太田税務署から確定申告に関するお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税

【申告受け付け・申告相談の日程】

- 期 間 2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)
- 時 間 午前9時～午後5時(午前8時30分受け付け開始)※会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 太田税務署 ※別館2階から本庁舎1階へ変更となります。
- そ の 他 ▽申告書の作成には時間がかかるため、午後4時頃までにお越しく下さい。▽相談が午後5時を過ぎると再度お越しいただく場合がありますのでお早めにお越しく下さい。▽駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関をご利用ください。

申告書は自分で作成できます！

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、所得税などの申告書等を自分で作成できます。税務署に向かず作成できますので、ぜひご利用ください。

- 提出方法 e-Tax(電子申請)または郵送(第一種郵便物または信書便物のみ)で、太田税務署へ提出してください。

待ち時間の短縮にも！

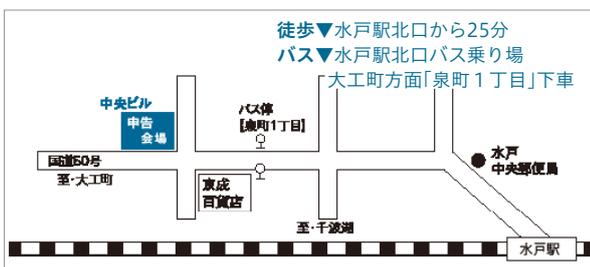


種郵便物または信書便物のみ)で、太田税務署へ提出してください。

日曜日の申告会場

【特設会場で申告受け付け・申告相談を実施します】

- 期 日 2月18日(日)・25日(日)
- 時 間 午前9時～午後5時 ※受付時間は午前9時～午後4時ですが、会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)
- そ の 他 現金納付の窓口はありません。



医療費控除を適用される方へ

「医療費控除に関する明細書」の提出をお願いします！

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の添付が不要となりました。

なお、領収書を提出する代わりに「医療費控除に関する明細書」の添付が必要となります。税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書の保管をお願いします。**※申告後5年間は領収書の保管義務があります。**

- そ の 他 ▽提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は除きます。▽平成31年分までの確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による申告もできます。

公的年金等受給者の方へ

所得税の確定申告が不要な場合があります！

- 対 象 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が20万円以下の方
※該当者であっても、「村・県民税」の申告は必要な場合があります。
- そ の 他 ▽所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除等)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。▽平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、この制度が適用されないこととなりました。

問い合わせ▽確定申告などに関すること…太田税務署(〒313-8686 常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171 自動音声案内) ▽「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関すること…「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時～午後5時)